

## 「イノベーション推進事業」基本計画

技術開発推進部  
電子・材料・ナノテクノロジー部  
バイオテクノロジー・医療技術部

## 1. 制度の目的・目標・内容

## (1) 制度の目的

我が国の産業競争力を強化し我が国経済の持続的な発展を達成するためには、社会ニーズに対応する技術課題の解決に向けて、大学等の有する優れた技術シーズを活用しつつ重点的な取組みを促進するとともに、技術開発成果の実用化を推進し新規市場の創出につなげ社会に普及することが重要な課題である。

また、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）等では、強みを活かす成長分野として「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」や「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」等を推進することが示されている。

このため本事業では、大学等の優れた技術シーズを実用化に効率的に結実させることを目指した実用化開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業競争力の強化、イノベーションの促進、経済社会の課題解決に資する需要と雇用の創出を図ることを目的とする。なお、実施に当たっては、事業者が新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進する。

## (2) 制度の目標

本制度では、優れた技術シーズを実用化につなげることを目指した研究開発を促進し新たな価値創造（イノベーション）を推進することにより、我が国の産業競争力を強化し、経済社会の課題解決に資する需要と雇用の創出に資することを目標とする。

## (3) 制度の内容

## &lt;制度の概要&gt;

民間企業等による優れた技術の実用化開発に係る支援及び大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）と民間企業が連携し実施する優れた技術の実用化開発に係る支援を行う。実施に当たっては、必要に応じ特定の技術開発課題やテーマを設定して実施する場合がある。

また、異分野の要素技術の融合、海外を含めた外部イノベーション資源の取り込みや変化に対応したイノベーションの加速の重要性にかんがみ、国際共同研究を戦略的に推進する。

なお、技術経営力の強化の観点から、新規採択審査に当たり企業に蓄積された知的資産の活用状況、申請事業の位置付けなどについて明確化を図る。

## ア. イノベーション実用化

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）等において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業、技術研究組合等に対し助成する。

a) 産業技術実用化開発（産業技術枠）

実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

b) 研究開発型ベンチャー技術開発（研究開発型ベンチャー枠）

研究開発型ベンチャーが保有する技術シーズの実用化を促進するため、研究開発型ベンチャー企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

c) 次世代戦略技術実用化開発（次世代戦略技術枠）

民間企業独自の研究開発リソースが十分でない、よりリスクの高い中期の実用化開発を支援する。具体的には、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化開発を行う民間企業の研究開発終了後5年以内で実用化の可能性の高い優れた提案に対し助成する。

d) 課題解決型実用化開発（課題解決枠）

グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションの推進、産業競争力強化等の我が国が直面する重要課題に対応する戦略的なイノベーション分野の中から早期の実用化や大きな波及効果等が期待される技術課題を設定し、課題を速やかに解決しうる革新的な技術に基づく実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

イ. 大学発実用化（平成24年度から実施しない）

民間企業から資金等の提供を受けて大学等において技術開発を行う技術移転を扱う組織（以下、「TLO等」とする。）又は大学等の技術シーズを活用した実用化開発を大学等と連携して実施する民間企業に対し助成する。また、技術シーズを研究開発、実用化へとつなげるため、産業技術人材を活用する。

a) 研究開発

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

b) 産業技術人材活用

産学連携業務等の実務経験を有する者を産学連携機関等（以下「受入機関」という。）と一体で募集し、審査の結果、採用された者を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」とする。）が雇用した上で、受入機関に派遣し、技術シーズを研究開発、実用化へとつなげるための支援を行う。

ウ. エコイノベーション（平成22年度から実施しない）

a) 探索研究

環境重視・人間重視の技術革新・社会革新（エコイノベーション）の創出に資する探索研究を実施する。

<対象事業者>

ア. イノベーション実用化

a) 申請時に日本に登録されている民間企業、技術研究組合等であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。

b) 研究開発型ベンチャー枠については、上記a)の条件に加え、原則として申請

時において設立10年以内である中小企業。

イ. 大学発実用化（平成24年度から実施しない）

TLO等又は民間企業を中心に大学の研究シーズを活用した産学連携型の研究開発体制を構築した者とする。

なお、TLO等又は民間企業に係る要件は、以下のとおりとする。

a) TLO等の場合

事業者がTLO等の場合は、本国内に所在する者であって、研究開発等により得た成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者で、次のいずれかを満たす者。

- ・承認TLO
- ・認定TLO
- ・法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則並びにその他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

b) 民間企業の場合

事業者が民間企業の場合は、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、かつ大学等との連携体制を維持しながら研究開発を行う者。また、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。

産業技術人材の活用（雇用）に係る要件は、以下のとおりとする。

大学卒業以上で産学連携等業務の経験を有する原則40歳未満の者で、他と二重雇用にならない者。また、受入機関となる産学連携機関等の受入承諾を受けていること。

ウ. エコイノベーション（平成22年度から実施しない）

日本国内に登記されている民間企業、技術研究組合、研究機関、大学等。

<助成条件等>

(1) 研究開発テーマの実施期間

ア. イノベーション実用化

原則2年以内。なお、必要に応じて、延長による開発成果の向上に著しい効果が見込まれる等必要なものについてさらに1年を限度に延長する場合がある。（産業技術枠、次世代戦略技術枠、課題解決枠を除く）

イ. 大学発実用化（平成24年度から実施しない）

a) 研究開発：3年以内

b) 産業技術人材活用：雇用契約は単年度とし、最長で3年間。ただし、継続については審査によって決定する。

ウ. エコイノベーション（平成22年度から実施しない）

a) 探索研究：1年以内

(2) 規模・助成率

ア. イノベーション実用化

①助成額

年間1億円程度まで（ただし、平成21年度第1次補正に係るものは、研究開発実施期間を通じて3億円程度までとする）

②助成率

- a) 産業技術枠 : 1/2以内
- b) 研究開発型ベンチャー枠 : 2/3以内
- c) 次世代戦略技術枠 : 2/3以内  
（ただし、大企業の場合は1/2以内）
- d) 課題解決枠 : 2/3以内  
（ただし、大企業の場合は1/2以内）

イ. 大学発実用化（平成24年度から実施しない）

a) 研究開発

①助成額

年間1億円程度まで

②助成率

2/3以内

b) 産業技術人材活用

月額を支給する。ただし、基本給、諸手当、社会保険及び労働保険の個人負担分等を全て含む。

ウ. エコイノベーション（平成22年度から実施しない）

①委託額

i) 探索研究：1千万円程度まで

探索研究において、実証的に試験データの収集・検証等を行う場合には上限額を超えることがある。

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度は、NEDOが、公募によって研究開発テーマ（探索研究テーマ）及びその実施者を選定し、助成又は委託により実施する。ただし、原則、国内に研究開発拠点を有していること（エコイノベーションを除く）。なお、国外企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から、必要な部分については、国外企業等との連携により実施することができる。（別紙1 参照）

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、制度評価などにおける内部評価の結果を運営管理に反映させる。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。

公募に際しては、NEDOのホームページ上に、原則、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の

周知を行う。

また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。

- b) NEDO外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。

特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決により直接的で、かつ大きな効果を有する案件を選定する。

- c) 公募締切から原則70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。

- d) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

- e) 新規採択分の予算が十分にある年度は、年2回の公募・採択を実施する。

## ②研究開発テーマの評価

NEDOは、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。

なお、評価の実施時期については、当該研究開発に係る技術動向、政策動向や当該研究開発の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直すものとする。

## 3. 本制度の実施期間

平成19年度から実施。

## 4. 評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により実施する（事後評価を含む）。

ただし、制度立上げの初年度、翌年度に公募を実施しない年度においては制度評価を実施しないこととする。

なお、平成21年度から起算して原則、5年毎に、制度評価を外部評価により実施する。評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

なお、評価の時期については、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

## 5. その他の重要事項

### (1) 事業統合に伴う経過措置

ア. ナノテク・先端部材実用化研究開発において、平成22年度までに採択した案件については、当該基本計画1.～4.は適用せず、別紙2に従って従来のおり実施するものとする。

(2) 制度基本計画の変更

NEDOは、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本事業は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第2号、第3号、第7号、第9号及び第12号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

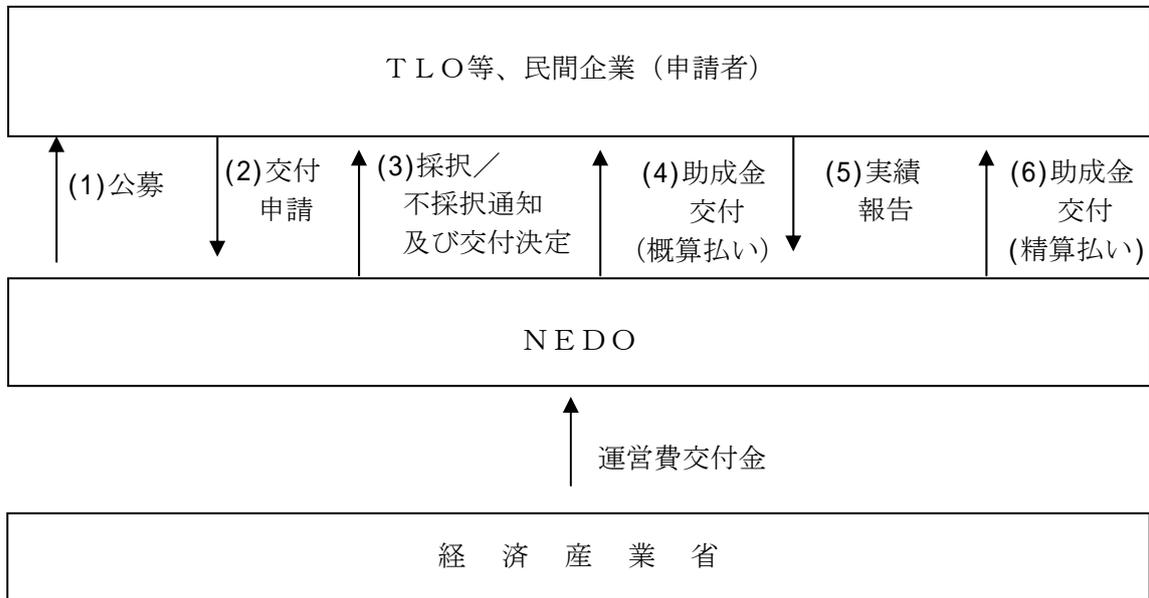
- |          |  |
|----------|--|
| 平成19年4月  | 従来の「産業技術実用化開発助成事業」「大学発事業創出実用化研究開発事業」を統合し、「イノベーション実用化助成事業」として制定。      |
| 平成20年4月  | 「エコイノベーション」を追加し、「イノベーション推進事業」として制定。                                  |
| 平成21年4月  | 「大学発実用化」に「産業技術人材活用」を追加。  |
| 平成21年6月  | 平成21年度補正予算に対応した対象事業者の要件、助成額の上限変更等。                                   |
| 平成21年12月 | 平成21年度二次補正に対応した助成額の下限の修正   |
| 平成22年3月  | 「エコイノベーション」の実施変更及び「イノベーション実用化」の助成金及び助成率の変更。                          |
| 平成23年4月  | 「イノベーション実用化」の助成額の変更及び「課題解決型実用化開発（課題解決枠）」の追加、「研究底支え型」及び「大学発実用化」の実施変更。 |
| 平成23年7月  | 代エネ法改正及び、これに伴うNEDO法改正を踏まえ、法律名、条文等の引用箇所を変更。                           |
| 平成24年3月  | 「福祉用具実用化開発推進事業」の分割に伴う改定。   |
| 平成25年4月  | NEDO法改正に伴う、引用条項の変更。  |

(別紙1)

実施体制

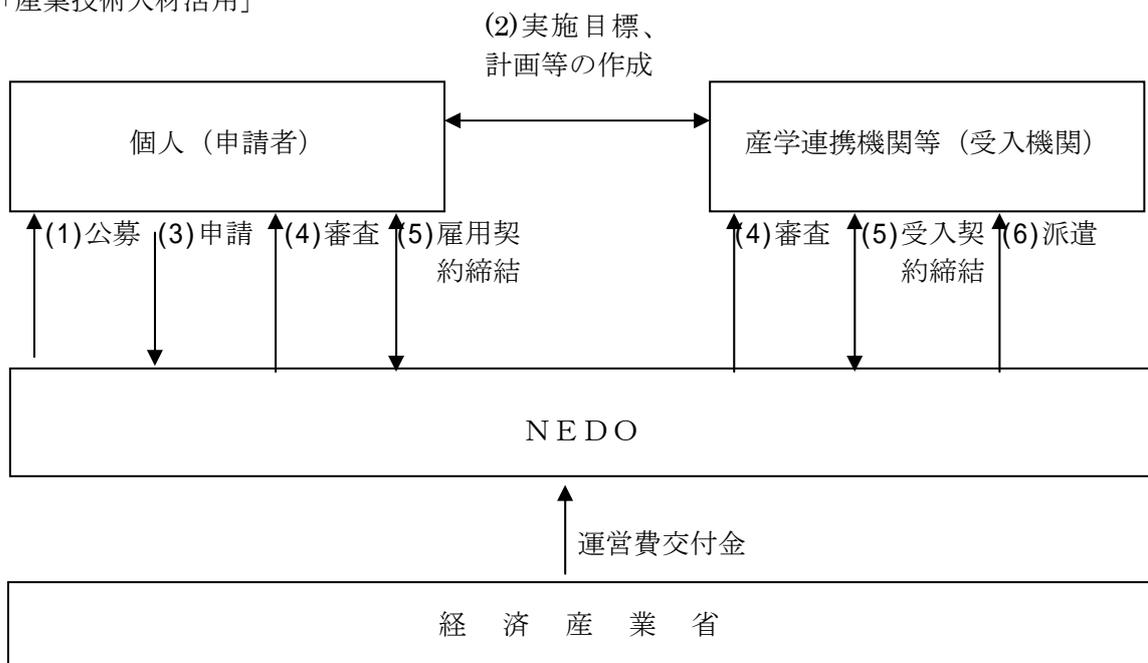
「イノベーション実用化」

「大学発実用化」



実施体制

「産業技術人材活用」



## (別紙2) ナノテク・先端部材実用化研究開発

### 1. 制度の目的・目標・内容

#### (1) 制度の目的

ナノテクノロジーとは、80年代以降の加工・計測技術の飛躍的発達により、近年急速に研究開発が進められている「原子分子をナノレベル（ $10^{-9}$ m）で制御し新材料を創製、加工・計測する技術」である。同技術により物理的、化学的、機械的に全く新しい機能を有する材料の創製が期待されている。また、この技術は、ナノ領域に特異に発現する機能を活用・産業化するものであり、従来の経験則に基づく試行錯誤的な技術を根本から変革するものであり、次世代の社会経済の発展を先導する情報通信、環境、エネルギー、医療等の広範な産業分野の技術革新を支える基盤技術として期待される。

経済産業省は、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）に基づき重点4分野のひとつであるナノテクノロジー・材料分野に対して、優先的に研究開発資源を配分している。さらに、「産業発掘戦略－技術革新」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月閣議決定）に基づき平成14年12月取りまとめ）では、ナノテクノロジー・材料分野で10年後に、世界市場を主導できる我が国発の企業をナノテクノロジー・材料分野の‘5つの産業’で創出するという戦略目標を打ち出している。このような過去の方針に基づいて、多くの研究開発プロジェクトが推進され、技術的に注目される成果が多く得られてきた。現在かかるナノテクノロジーの技術シーズを、速やかにニーズに結びつける研究開発が求められており、このためには、川上・川下の連携による早期の実用化を図っていく必要がある。さらに、ナノテクノロジーは広範な産業分野にまたがる基盤技術であることから、縦方向の連携だけでなく、ナノバイオ・ナノIT・環境ナノ等の、複数の技術領域の組合せや横への広がりを持った異業種・異分野の連携による、新たな産業分野の創出・イノベーション等が期待される場所である。

本制度は、平成16年5月に経済財政諮問会議からの要請に応じて、経済産業省が策定した新産業創造戦略の趣旨にのっとり、革新的ナノテクノロジー（技術戦略マップ等を活用し、産業戦略上の重要性を考慮して選定）を活用し、川上と川下の連携、異業種・異分野の連携で行うデバイス化開発について、ステージゲート方式によって絞り込みを行うことを前提に（ステージⅠは委託、ステージⅡは助成）、キーデバイスの実現を目指して新産業分野を創出することを目的として、平成25年度まで実施する。なお、平成22年度下期からステージⅠからステージⅡへの移行は実施しない。

具体的には、革新的ナノテクノロジーを対象として3～5年後の実用化につながるレベルの研究開発を行うことにより、新産業創造戦略における重点分野のうち、（1）燃料電池、（2）ロボット、（3）情報家電、（4）健康・福祉・機器・サービス、（5）環境・エネルギー・機器・サービスの5分野に資するキーデバイスの実現を目指すことを目的とする。

革新的なナノテクノロジーは、産業技術のパラダイム転換を引き起こす可能性があり、さらにNEDOが本事業において一体的に推進することにより、情報通信・環境・エネルギー・医療等の様々な産業の基盤技術の高度化が期待できる。

また、現在及び将来において我が国経済を牽引していく産業分野において、競争力を発揮し世界を勝ち抜いていくために、多様な連携（川上・川下産業の垂直連携、材料創製・加工との水平連携）による研究開発の推進により、当該市場のニーズに応える機能を実現する上で不可欠な高品質・高性能の部品・部材をタイムリーに提

供し、または、提案することができる部材の基盤技術を確立することを目的とした「ナノテク・部材イノベーションプログラム」にも資する。

## (2) 制度の目標

平成25年度までに、以下の目標を達成する。

テーマごとに、ステージⅠにおいては最終目標とする特性の目途がつくサンプルを、ステージⅡにおいては最終目標の特性を有するサンプルを、企業、大学等の外部機関に対してステージ終了時まで、評価のためにラボレベルで提供出来る状態まで技術を確立するものとする。

### ステージⅠ：革新的ナノテクノロジーによる高度材料・部材の先導的研究開発

革新的ナノテクノロジーの活用により、新産業を支える5分野（情報家電、燃料電池、ロボット、健康・福祉・機器・サービス、環境・エネルギー・機器・サービス）におけるキーデバイスのためのシーズを確立する。

### ステージⅡ：革新部材実用化研究開発

ステージⅠにおいて確立したシーズのうち、実用化シナリオ、経済情勢、技術動向からみた実用化の妥当性について、ステージゲート方式で絞り込んだもの等について、実用化に向けた試験・評価・製品試作等の研究開発を支援することで、5分野のキーデバイスへの実用化を促進する。

## (3) 制度の内容

### ①制度の概要

上記目標を達成するために、革新的ナノテクノロジーと新産業創造戦略分野をつなぐ川上と川下の連携、異業種・異分野の連携する個々の研究開発テーマの目標等について、別途定める研究開発計画に基づき研究開発を実施する。

革新的ナノテクノロジーとは、革新的ナノ加工技術の分野ではトップダウンアプローチとして、(i) ナノインプリント技術、(ii) 精密ビーム加工技術等、ボトムアップアプローチとして、(iii) 原子・分子レベルで構造を制御した薄膜成長技術等及び(iv) 自己組織化・自己集積化技術等、また革新的ナノ材料技術の分野では、(v) ナノオーダーの構造を作り込んで新しい機能発現をもたらすナノ空間技術、(vi) ナノファイバー技術、(vii) 高度材料界面制御技術、(viii) 高次組織制御技術等である。その他、ナノ計測・評価技術等も含む。

具体的には、「①ナノ領域（ $10^{-9}$ m）に特異な機能（量子効果、サイズ効果等）を発現するナノマテリアル・ナノプロセス技術を実現する革新的基盤技術の確立」、「②ナノマテリアル、ナノプロセス技術を用いて創製される新素材・先端部材の機能向上、生産技術の向上、ナノ加工・計測技術等の精度向上」、「③ナノ領域の特長である融合的な研究開発（ナノバイオ、環境ナノ等）による新たな技術革新の創出」、等の研究開発を実施する。

### ステージⅠ：革新的ナノテクノロジーによる高度材料・部材の先導的研究開発

#### [委託事業]

本制度は実用化まで長期間を要するハイリスクな「基盤的技術」に対して、産学官の複数事業者が互いのノウハウ等を持ちより協調して実施する事業であり、委託事業として実施する。

## ステージⅡ：革新部材実用化研究開発[助成事業（助成率：2/3以内）]

### ②対象事業者

原則本邦の企業、大学等の研究機関であり、複数の機関で研究開発を推進できること。また、以下に示す条件を全て満たすこと。

#### <ステージⅠの場合>

- 1) 産学官の複数事業者が互いのノウハウ等を持ちより協調して実施する体制を有していること。
- 2) 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- 4) NEDOが研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- 5) 当該委託業務から得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。研究組合等が応募する場合、研究開発成果の事業化に係る計画及びその実現について十分な能力を有している企業が参加しており、研究組合等の明確な責任と役割が示されていること。
- 6) 原則、本邦の企業等（大学、研究機関を含む）で日本国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外の機関等の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外機関等との連携が必要な部分は、国外機関等との連携により実施することができる。

#### <ステージⅡの場合>

- 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分（1/3）の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- 3) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 4) 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 5) 原則、本邦の企業等（大学、研究機関を含む）で日本国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外の機関等の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外機関等との連携が必要な部分は、国外機関等との連携により実施することができる。

### ③研究開発テーマの実施期間

各研究フェーズ（ステージⅠ、ステージⅡ）3年程度とする（ステージⅠ、Ⅱ合計で最長5年）。

### ④研究開発テーマの規模・助成率

- i) 委託額（ステージⅠ）  
年間7千万円程度
- ii) 助成額（ステージⅡ）  
年間2億円程度

iii) 助成率

2 / 3 以内

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度は、NEDOが、1.(3)②に該当する対象事業者から公募によって研究開発テーマ及び複数の研究開発実施者を選定し、委託又は助成により実施する。研究体制については、研究開発テーマごとに、それら実施者間において共同研究契約等を締結する研究体制を構築する。各研究体制の構築にあたっては、川上と川下の連携、異業種・異分野の連携が最大限実現されるよう努める。

また、各研究開発グループの有する研究開発ポテンシャルの最大限の活用により効率的な研究開発の推進を図る観点から、各研究開発グループにはNEDOが指名する研究開発責任者（テーマリーダー）を置き、その下に研究者を可能な限り結集して効果的な研究開発を実施する。

(2) 制度の運営管理

制度全体の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省及び研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、プログラムの目的及び目標、並びに本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。具体的には、必要に応じて設置される技術検討委員会等外部有識者の意見を運営管理に反映させる他、四半期に一回程度研究開発責任者等を通じて研究開発の進捗について報告を受けること等を行う。

研究開発テーマの評価

NEDOは研究開発推進のために、各研究開発テーマの進捗管理を行い、その結果に基づき、ステージゲート方式を活用した絞り込みを実施する。具体的には、ステージⅠにおいて各研究開発テーマについて、技術的及び政策的観点から、目標達成度、成果の意義、連携による研究開発の実施状況、実用化・事業化の見通しについて、外部有識者による厳正な中間評価を行い、引き続き研究開発テーマを実施するか否かを判断するとともに、ステージⅠ終了段階における評価を踏まえ、実用化への移行可否を判断し、研究開発テーマを絞り込んだ上で必要なものについてのみ、ステージⅡに移行する。ステージⅡにおいても実用化達成見込みに重点を置いて外部有識者による厳正な中間評価を実施し、引き続き実施する研究開発テーマであるか否かを判断する。また、研究開発テーマ終了後は、各研究開発テーマの事後評価と追跡評価も実施する。なお、平成22年度下期からステージⅠからステージⅡへの移行は実施しない。

3. 制度の実施期間

本制度の期間は、平成17年度から平成25年度までの9年間とする。

4. 制度評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により、実施する。（事後評価を含む。）ただし、制度立上げの初年度、翌年度に公募を実施しない年度においては制度評価を実施しないこととする。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

## 5. その他の重要事項

### (1) 研究開発成果の取り扱い

#### ①成果の普及

得られた研究成果については、NEDO、実施者とも、我が国産業等に対し普及に努めることとする。

#### ②知的財産権の帰属

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第25条の規定等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

### (2) 基本計画の変更

NEDOは、制度内容の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、第三者の視点からの評価結果、研究開発費の確保状況、当該研究開発の進捗状況等を総合的に勘案し、達成目標、実施期間、研究開発体制等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。